### るか分かりません。 などの自然災害は、 ね」です。 台風、 今回 防災のたね のテー 集中豪雨、 7 は 土 いつ起こ 一砂災害

# 今回のげんきのたねは

あな

た

のために

みんなのために

防災 0) た

地域 知恵を皆さんから募集します。 えや災害から身を守るための 今回 の防災力を向上させる考

ます。

ります。 家族の命を守ることにつなが ら備えておくことは、 こうした自然災害に日頃か 自分や

のげんきのたねでは たね(提案)」をお待ちして

る提案をお寄せください。

市の防災・減災施策に関す

もご応募できます。 二本松で安心して暮らせる テーマ以外の「たね

今月号の中に 浴衣姿の 僕が登場して います。 何ページにい るか探してみ てね。

などで紹介していきます。



げ

んきのたねからげ

んきな花が咲きまし

浴衣姿の

菊松くん

成したものです。 えしたほうがい やイベントに合わせて着せ替 たね「菊松くんの服装を季節 月号で募集した「観光のたね」 イデアは、 菊松くんが着替えをするア 粒、 広報紙や市ウェブサイ んきのたねから 市内中学生がまいた 広報にほんまつ6 」を基に 咲いた花

地域の避難支援体制はできていますか?

被害を受けやすい高齢者や障がい者(災害時要援 護者)を地域の中で見守り、災害が発生したときや 災害の恐れがあるときには、地域の人たちが一緒に 避難するなど、災害時要援護者の支援を行うという 地域活動の一つです。

# まずは登録申請

平成26年8月1日現在で2,871人の方が登録をし ています。

登録できる方は、高齢者世帯や障がいをお持ちの 方などです。

# 登録申請時に必要なこと

- ・ご自分の個人情報を支援団体等に提供することに 同意すること。
- ・日常生活の中で見守りや声掛けができ、災害時に 駆け付けることができるご近所の協力者(避難支 援者) 2人の同意を得ること。

# 登録名簿は次のように活用されています

# 一人暮らし高齢者の見守り訪問

いろいろな方から、声を掛けて いただき本当に感謝しています。 特にご近所の方には面倒を見て いただいてます。普段からのお付 き合いって大事ですね。



# 消防署による一人暮らし高齢者住居の防火診断

火災を未然に防止するため、消防署員が訪問し、 台所等の火を取り扱う場所を見せていただきながら 火災予防上の指導を行っています。



▲チェック表を見ながら細かく診断する消防署員

災害が発生したときは、行政機関や消防団などが、 さまざまな支援を行いますが、それだけでは限界が あります。

災害時は、普段の生活で親しい関係にあるご近所 の皆さんとのより強いつながりが求められます。プ ライバシーに配慮しつつも、日頃から声を掛け合う など、信頼関係を築くようお互いに心掛けましょう。

○問い合わせ…高齢福祉課長寿福祉係☎(55)5114 福祉課障がい福祉係☎(55)5113



# あなたのために みんなのために "げんきのたね"をまこう

今回のテーマは「防災のたね」です。

みなさんからの市の防災・減災施策に対する提案を募集します。

↓切り取ってご使用ください。(■は不要部分です)

ココにのりを付けてください ▼谷折り	
あなたの「防災のたね(市の防災・減災施策に対する提案)」を募集します。 あなたのたねが二本松市にとって大きな実になります。 (「防災のたね」以外の提案も受け付けします。)	0

ココにのりを付けてください ▲谷折り

fo

内容を確認させていただき、あなたのたね(提案)を広報紙やウェブサイトに掲載しても よろしいですか?

ありがとうございます。あなたのたねを大切に育てます。

はい ・ いいえ

「はい」と答えた方は、実名でよろしいですか?

はい ・ いいえ



新 三本松市長

新 野 洋 行

| | | | | | | | |

二本松支店承認 1325 差出有効期間 平成 27年12月 31 日まで

0.掛口▲



 住所
 市・町・村

 名前

of

ココに貼ってください。

ココに貼ってください。



もしあなたの目の前で大切な人が意識を失い、呼吸が停止したらどうしますか? 「助かる命」を助けるためには適切な対応が必要となります。



# ~ 人が倒れたら ~

- ・周囲の安全確認、意識の確認
- ・人を呼び119番通報
- ・呼吸の確認

# ~ 救急車が到着するまでの間 ~

·心肺蘇生法とAED(自動体外式除細動器)の使用



# 救命講習

消防署では心肺蘇生法とAEDの使用法を身に付けるた めの救命講習を実施しています。

この機会に皆さん一人ひとりが応急手当の重要性を再認 識し、救急業務に対する正しい理解と認識を深められます ように、ご協力をお願いします。

○問い合わせ…安達地方広域行政組合消防本部☎(22)1211

# 道路に張り出した樹木等伐採のお願い!

市道において、隣接する個人宅や山林などから道路上に枝や竹などが張り出している事例が見受 けられます。

道路まで伸びてしまった枝や竹などは、道幅を狭く感じさせるだけでなく、歩行者や通行車両の 事故につながる恐れがあります。

## 次のような状況が見られる土地の所有者の方は、樹木等の伐採または枝打ちをお願いします

- ○道路、歩道へ枝や竹が張り出している。
- ○枯れ木、折れ枝などによる通行への障害がある、またはその恐れがある。
- ○枝や竹の繁茂により通行への障害がある、またはその恐れがある。
- ※緊急の場合は、道路通行の支障になる枝などを予告なく伐採・撤去することがありますので、 ご理解をお願いします。

○問い合わせ…道路維持課維持係☎(55)5125

# やすらぎの丘 二本松斎場



## 全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

本 店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

**20243-22-5598**